

港湾管理者の料金

(1) 港湾施設使用料

北九州市港湾施設管理条例

令和元年 10 月 1 日実施

ア 通常使用の使用料

区分		使用料
係留施設	岸壁及び附属施設	<p>一般使用</p> <p>1 雑種船(はしけ、台船、作業船等)</p> <p>係留 12 時間まで</p> <p>総トン数 1 トンまでごとに 5 円 2 銭</p> <p>係留時間が 12 時間を超える場合</p> <p>12 時間を超える 12 時間までごとに総トン数 1 トンにつき 3 円 35 銭として計算した額を最初の 12 時間までの額に加算した額</p> <p>2 その他の船舶(1 以外の船舶)</p> <p>(1) 係留 30 分未満の船舶</p> <p>総トン数 1 トンまでごとに 1 円 80 銭</p> <p>(2) 係留 30 分以上 2 時間未満の船舶</p> <p>総トン数 1 トンまでごとに 6 円 80 銭</p> <p>(3) 係留 2 時間以上の船舶</p> <p>係留 12 時間まで</p> <p>総トン数 1 トンまでごとに 10 円 5 銭</p> <p>係留時間が 12 時間を超える場合</p> <p>12 時間を超える 12 時間までごとに総トン数 1 トンにつき 6 円 70 銭として計算した額を最初の 12 時間までの額に加算した額</p>
	可動橋	<p>一般使用</p> <p>1 回につき 6,000 円</p>
物揚場		<p>一般使用</p> <p>1 雑種船(はしけ、台船、作業船等)</p> <p>係留 12 時間まで</p> <p>総トン数 1 トンまでごとに 1 円 65 銭</p> <p>係留時間が 12 時間を超える場合</p> <p>12 時間を超える 12 時間までごとに総トン数 1 トンにつき 1 円 10 銭として計算した額を最初の 12 時間までの額に加算した額</p> <p>2 その他の船舶(1 以外の船舶)</p> <p>(1) 係留 2 時間未満の船舶</p> <p>総トン数 1 トンまでごとに 3 円 40 銭</p> <p>(2) 係留 2 時間以上の船舶</p> <p>係留 12 時間まで</p> <p>総トン数 1 トンまでごとに 5 円 2 銭</p> <p>係留時間が 12 時間を超える場合</p> <p>12 時間を超える 12 時間までごとに総トン数 1 トンにつき 3 円 35 銭として計算した額を最初の 12 時間までの額に加算した額</p>
小型船係留施設		<p>専用使用</p> <p>1 隻 1 月までごとに</p> <p>長さ 6 メートル未満の船舶 6,000 円</p> <p>長さ 6 メートル以上 12 メートル未満の船舶 7,000 円</p> <p>長さ 12 メートル以上の船舶 8,000 円</p>
係船くい		<p>一般使用</p> <p>係留 12 時間まで</p> <p>総トン数 1,000 トン未満の船舶 4,040 円</p> <p>総トン数 1,000 トン以上 3,000 トン未満の船舶 8,080 円</p> <p>総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満の船舶 12,110 円</p>

		<p>総トン数 5,000 トン以上 10,000 トン未満の船舶 18,190 円</p> <p>総トン数 10,000 トン以上 15,000 トン未満の船舶 30,300 円</p> <p>総トン数 15,000 トン以上の船舶 36,350 円</p> <p>係留時間が 12 時間を超える場合</p> <p>12 時間を超える 12 時間までごとに次の区分による額を最初の 12 時間までの額に加算した額</p> <p>総トン数 1,000 トン未満の船舶 2,690 円</p> <p>総トン数 1,000 トン以上 3,000 トン未満の船舶 5,390 円</p> <p>総トン数 3,000 トン以上 5,000 トン未満の船舶 8,080 円</p> <p>総トン数 5,000 トン以上 10,000 トン未満の船舶 12,130 円</p> <p>総トン数 10,000 トン以上 15,000 トン未満の船舶 20,200 円</p> <p>総トン数 15,000 トン以上の船舶 24,240 円</p>
	浮棧橋	<p>1 一般使用</p> <p>1 隻 2 時間までごとに 145 円</p> <p>1 隻 月ぎめ 2,200 円</p> <p>2 専用使用</p> <p>(1) 定期船</p> <p>両側専用 1 月までごとに 65,800 円</p> <p>片側専用 1 月までごとに 33,500 円</p> <p>一部指定専用 1 月までごとに 22,700 円</p> <p>(2) 通船又はこれに準ずる船舶</p> <p>1 隻 1 月までごとに 1,140 円</p> <p>(3) その他の船舶</p> <p>1 隻 1 月までごとに 3,400 円</p>
臨港交通施設	鉄道	<p>一般使用</p> <p>(1) 鉄道貨物積算トン数 1 トンまでごとに</p> <p>1 月 8 万トン以下のとき 115 円</p> <p>1 月 8 万トンを超えるとき 110 円</p> <p>(2) 市が管理する臨港鉄道以外の鉄道で動力車を使用した場合</p> <p>動力車作業キロ程 100 メートルまでごとに</p> <p>1 往復につき 318 円以内</p>
荷さばき施設	軌道走行式荷役機械	<p>一般使用</p> <p>軌道走行式橋型荷役機械(ガントリー・クレーン)</p> <p>1 台 1 時間までごとに 76,000 円</p>
	荷さばき地及び付属施設	<p>1 一般使用</p> <p>(1) 一般埠頭</p> <p>1 日 1 平方メートルまでごとに</p> <p>許可の日から起算して 15 日まで</p> <p>1 級地(市長が指定する荷さばき地をいう。以下この号において同じ。) 7 円 66 銭</p> <p>2 級地(市長が指定する荷さばき地をいう。以下この号において同じ。) 5 円 1 銭</p> <p>許可の日から起算して 16 日以後</p> <p>1 級地 11 円 51 銭</p> <p>2 級地 7 円 56 銭</p> <p>(2) 重量物埠頭(市長が指定する荷さばき地をいう。次項において同じ。)</p> <p>1 日 1 平方メートルまでごとに</p> <p>許可の日から起算して 15 日まで 9 円 70 銭</p> <p>許可の日から起算して 16 日以後 14 円 61 銭</p> <p>2 選定事業に係る専用使用</p> <p>重量物埠頭</p> <p>次に掲げる額</p> <p>(1) 1 月までごとに 20,952,300 円</p>

		<p>(2) 1年間のコンテナの取扱数に応じて、次のア又はイに定める額</p> <p>ア コンテナ換算総個数(1年間に取り扱った、専用使用される荷さばき地から当該荷さばき地に隣接する岸壁を通じて船積みされたコンテナの数と当該荷さばき地に隣接する岸壁で船卸しされ当該荷さばき地に搬入されたコンテナの数を合算した数(以下この号において「年間取扱いコンテナ数」という。))を、コンテナの各辺のうち最も長い辺の長さの割合に応じて、規則で定めるところによりコンテナの各辺のうち最も長い辺の長さが6,058ミリメートルのコンテナの数に換算した数をいう。以下同じ。)が500,000未満のときは、(ア)及び(イ)に定める額の合算額</p> <p>(ア) 1年までごとに313円に積替えコンテナ換算個数(年間取扱いコンテナ数のうち積替えコンテナ(専用使用される荷さばき地に隣接する岸壁で船卸しされ当該荷さばき地に搬入されたコンテナで引き続き当該荷さばき地に隣接する岸壁を通じて船積みされるものをいう。以下この号において同じ。))に係る数をコンテナの各辺のうち最も長い辺の長さの割合に応じて、規則で定めるところによりコンテナの各辺のうち最も長い辺の長さが6,058ミリメートルのコンテナの数に換算した数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額</p> <p>(イ) 1年までごとに628円にその他のコンテナ換算個数(年間取扱いコンテナ数のうち積替えコンテナ以外のコンテナに係る数をコンテナの各辺のうち最も長い辺の長さの割合に応じて、規則で定めるところによりコンテナの各辺のうち最も長い辺の長さが6,058ミリメートルのコンテナの数に換算した数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額</p> <p>イ コンテナ換算総個数が500,000以上のときは、(ア)から(エ)までに定める額の合算額</p> <p>(ア) 1年までごとに156円に、コンテナ換算総個数から499,999を減じて得た数に積替えコンテナ換算個数をコンテナ換算総個数で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 1年までごとに313円に、499,999に積替えコンテナ換算個数をコンテナ換算総個数で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た額</p> <p>(ウ) 1年までごとに313円に、コンテナ換算総個数から499,999を減じて得た数にその他のコンテナ換算個数をコンテナ換算総個数で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た額</p> <p>(エ) 1年までごとに628円に、499,999にその他のコンテナ換算個数をコンテナ換算総個数で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た額</p>
	コンテナ水洗場	<p>一般使用</p> <p>1個ごとに</p> <p>長さ(コンテナの各辺のうち最も長い辺の長さをいう。以下この表において同じ。)が</p> <p>20フィート以下のもの 232円</p> <p>長さが20フィートを超えるもの 347円</p>
	冷凍コンセント	<p>一般使用</p> <p>1箇所1時間までごとに 382円</p>
	計量機	<p>一般使用</p> <p>1回につき 468円</p>
上屋及び 付属施設	上屋	<p>1 一般使用</p> <p>1日1平方メートルまでごとに</p> <p>許可の日から起算して15日まで</p> <p>特級上屋(市長が指定する上屋をいう。以下同じ。) 14円94銭</p> <p>1級上屋(市長が指定する上屋をいう。以下同じ。) 12円80銭</p> <p>2級上屋(市長が指定する上屋をいう。以下同じ。) 10円67銭</p> <p>許可の日から起算して16日以後31日まで</p> <p>特級上屋 29円89銭</p> <p>1級上屋 25円61銭</p> <p>2級上屋 21円34銭</p> <p>許可の日から起算して32日以後</p>

		特級上屋 1 級上屋 2 級上屋 2 専用使用 1 月 1 平方メートルまでごとに 1 級上屋 2 級上屋	59 円 79 銭 51 円 25 銭 42 円 70 銭 606 円 515 円
	くん蒸上屋	一般使用 1 くん蒸庫 (1) コンテナに内容物を入れたままくん蒸する場合 コンテナ 1 個 1 時間までごとに 長さが 20 フィート以下のもの 長さが 20 フィートを超えるもの (2) コンテナから内容物を出してくん蒸する場合 1 時間 24 立方メートルまでごとに 2 種子ボックス 1 時間までごとに 3 くん蒸設備 (1) くん蒸庫を使用する場合 ア コンテナに内容物を入れたままくん蒸するとき コンテナ 1 個 1 回につき 長さが 20 フィート以下のもの 長さが 20 フィートを超えるもの イ コンテナから内容物を出してくん蒸するとき 1 回 24 立方メートルまでごとに (2) 種子ボックスを使用する場合 1 回につき	 2,080 円 4,180 円 2,080 円 34 円 56 銭 39,700 円 79,500 円 39,700 円 39,700 円
	動力用コンセント	一般使用 1 箇所 1 時間までごとに	372 円
保管施設	野積場	1 一般使用 1 日 1 平方メートルまでごとに 許可の日から起算して 15 日まで 1 級地(市長が指定する野積場をいう。以下この項及び次項において同じ。) 2 級地(市長が指定する野積場をいう。以下この項及び次項において同じ。) 許可の日から起算して 16 日以後 1 級地 2 級地 2 専用使用 1 月 1 平方メートルまでごとに 1 級地 2 級地	7 円 66 銭 5 円 1 銭 11 円 51 銭 7 円 56 銭 135 円 122 円
	水面貯木場	1 一般使用 1 日 1 平方メートルまでごとに 許可の日から起算して 30 日まで 許可の日から起算して 31 日以後 60 日まで 許可の日から起算して 61 日以後 2 専用使用 1 月 1 平方メートルまでごとに	55 銭 1 円 10 銭 2 円 10 銭 14 円 90 銭
船舶役	船舶給水施設	専用使用 給水 1 立方メートルまでごとに	8 円 86 銭

務用施設	船舶保管施設及び付属施設	船舶保管施設	専用使用 1月1平方メートルまでごとに 1級地(市長が指定する船舶保管施設をいう。) 135円 2級地(市長が指定する船舶保管施設をいう。) 122円
		揚降施設	専用使用 1月につき 204,500円
港湾管理施設	港湾管理事務所		専用使用 1月1平方メートルまでごとに 特級事務所(市長が指定する港湾管理事務所をいう。) 1,880円 1級事務所(市長が指定する港湾管理事務所をいう。) 970円 2級事務所(市長が指定する港湾管理事務所をいう。) 555円
移動式施設	移動式荷役機械		一般使用 移動式橋型荷役機械(トランスファー・クレーン) 1台1時間までごとに 8,050円

備考 浮棧橋(市長が指定するものに限る。)、鉄道、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び付属施設、上屋及び付属施設、野積場、船舶給水施設、船舶保管施設及び付属施設、港湾管理事務所並びに移動式荷役機械の使用料には、消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。

イ 目的外使用の使用料

区分	使用料
建物である港湾施設	1日1平方メートルまでごとに 28円72銭
土地である港湾施設	1日1平方メートルまでごとに 13円70銭 ただし、使用の期間が1月に満たないときは、 1日1平方メートルまでごとに 15円7銭
建物及び土地以外の港湾施設	1日1平方メートルまでごとに 15円7銭

備考 建物である港湾施設並びに建物及び土地以外の港湾施設の使用料並びに土地である港湾施設に係る使用の期間が1月に満たないときの使用料には、消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。

ウ 占用の使用料

区分		使用料	
		使用の期間が1月以上のとき	使用の期間が1月に満たないとき
電柱等	(1) 電柱又は支柱(支線を含む。) 1本につき	1月につき 146円	使用期間につき 160円
	(2) 街灯(前号に掲げるものを除く。) 1本につき	52円	57円20銭
	(3) その他の柱類 1本につき	208円	228円
諸管理架設物	(1) 外径が0.4メートル以下のもの 1メートルまでごとに	21円	23円10銭
	(2) 外径が0.4メートルを超え、1メートル以下のもの 1メートルまでごとに	41円	45円10銭
	(3) 外径が1メートルを超えるもの 1メートルまでごとに	83円	91円30銭
上空占用物	1平方メートルまでごとに	114円	125円
送電用塔	1平方メートルまでごとに	114円	125円

鉄道軌道敷（道路と併用される場合に限る。）	1平方メートルまでごとに	” 114円	” 125円
広告塔（ネオンを含む。）	1平方メートルまでごとに	” 457円	” 502円
広告板	1平方メートルまでごとに	” 414円	” 455円
板囲、足場若しくは材料置場又はこれらに類するもの	1平方メートルまでごとに	1日につき 37円	1日につき 40円70銭
その他の工作物	(1) 上屋の屋上部分の占用 1平方メートルまでごとに	1月につき 162円	使用期間につき 178円
	(2) 市長が指定する施設に係る占用（駐車場の用途に供する場合に限る。） 1平方メートルまでごとに	” 205円	” 205円
	(3) 前2号に掲げる占用以外の占用 1平方メートルまでごとに	” 187円	” 205円

備考 使用の期間が1年以上のときの使用料のうちその他の工作物の市長が指定する施設に係る占用（駐車場の用途に供する場合に限る。）に係るもの及び使用の期間が1月に満たないときの使用料には、消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。

(2) 入港料

〔 北九州市港湾施設管理条例
昭和60年5月1日実施 〕

総トン数700トン以上で、入港1回につき、総トン数1トンまでごとに 2円70銭
(内航船にあっては、この金額の2分の1を減じた額とする。)

北九州港洞海地区(北九州市若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区の地先水面をいう。)に入港する船舶にあっては、総トン数1トンまでごとに3円を加算する。

(3) 水域占用料及び土砂採取料

〔 北九州市の管理する港湾の港湾区域内及び港湾隣接地域内における水域の占用等に関する条例
平成12年4月1日実施 〕

区分	種別	単位	金額
占用料	(1) 栈橋、けい船くいその他の工作物による占用	1平方メートルにつき	年額 300円
	(2) 工作物を伴わない占用	1平方メートルにつき	年額 150円
	(3) 上空の占用又は地下埋設物その他これに類するものによる占用(前2号に該当する場合を除く。)	1平方メートルにつき	年額 150円
土砂採取料	土砂(砂利、砂及び栗石を含む。)	1立方メートルにつき	90円

備考

- 1 占用の期間が1年未満のとき又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算し、1月に満たない日数については、1月として計算する。
- 2 占用の面積が1平方メートル未満のとき又は占用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 3 栈橋、けい船くいその他の工作物による占用で占用の面積が4平方メートル未満のときは、前項の規定にかかわらず、4平方メートルとして計算する。
- 4 採取の量が1立方メートル未満のとき又は採取の量に1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算する。